

1 運動部活動の目的

スポーツの技能や記録の水準を高めようとする努力を通して、生きる力の醸成、豊かな学校生活の実現を図る。

2 基本方針

(1) 活動時間について

- ① 平日の活動時間は、長くとも2時間30分程度とする。
- ② 土曜、日曜（以下「週末」）及び祝日の活動時間は、長くとも3時間30分程度とする。
- ③ 冬期間（降雪期）、平日における活動時間の短縮を心掛ける。

(2) 休養日（休止日）について

- ① 学期中は、週あたり1日設けられる「躍進の日」を休養日とする。
- ② 週末は、月あたり2日以上休養日を設ける。
- ③ 定期考査開始日の1週間前から終了前日までは、原則、活動休止日とする。
- ④ 学校閉庁日は、活動休止日とする。

3 留意事項

- (1) 平日における生徒の下校完了時刻を午後7時とする。ただし、練習場所の確保、大会直前などの理由により、午後7時以降の練習を行う場合は、保護者の了解と学校の許可を得ること。
- (2) 週末及び祝日における大会や練習試合、強化練習等の活動時間についてはこの限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう配慮する。
- (3) 週末の休養日について、大会や練習試合等により、月あたり2日以上休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- (4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとするが、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (5) 大会日程等、やむを得ない事情により休養日（休止日）が設定できない場合は、事前に保護者の了解と学校の許可を得ること。
- (6) 文化部等についても、同じ扱いとする。
- (7) 学校が必要と認める活動については、保護者の理解の上、別に方針等を定める。